



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月8日火曜日 第550号

◇ 目 次 ◇

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 721
- 土地改良事業の計画の変更の認可……………（中予地方局農村整備第一課）… 721
- 新たな土地改良事業の施行の認可……………（ ）… 721
- 指定道路の指定（2件）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 722

告 示

○愛媛県告示第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年10月8日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス宇和島丸之内店
宇和島市丸之内三丁目6番20号 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年5月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,273平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
49台
 - イ 駐輪場の収容台数
50台
 - ウ 荷さばき施設の面積
99.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.50立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年9月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和6年9月26日認可した。

令和6年10月8日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事

業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）上村地区）の施行を認可した。

令和6年10月8日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第905号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年10月8日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和6年9月20日
- 3 指定道路の位置
八幡浜市保内町喜木1番耕地205番1
八幡浜市保内町喜木1番耕地205番2
八幡浜市保内町喜木1番耕地206番
八幡浜市保内町喜木1番耕地207番
法定外公共物（道）
上記土地の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.53メートル 34.82メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル 4.00メートル

○愛媛県告示第906号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年10月8日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和6年9月26日
- 3 指定道路の位置
八幡浜市保内町宮内1番耕地658番3の一部、1番耕地658番4の一部、1番耕地658番5の一部、1番耕地658番6の一部、1番耕地658番7の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 82.61メートル
 - (2) 幅員 4.75メートル